

甲賀市長 岩永 裕貴



指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、地方自治法第231条の2の3第2項の規定により告示する。

1. 指定納付受託者の住所及び名称

住所： 東京都港区海岸1丁目7番1号

名称： SBペイメントサービス株式会社

2. 指定納付受託者に納付させる歳入

- ・甲賀市公共施設予約システムを利用して納付される施設利用料
- ・「あい甲賀ふるさと応援寄附金」に係る寄附金